

## 令和5年度 ノーリフティングケア推進業務委託 仕様書

### 1. 委託業務名

令和5年度 ノーリフティングケア推進業務委託

### 2. 目的

移乗介助等における身体的負担の軽減、腰痛予防対策などにより長く働き続けられる職場環境の整備、介護サービスの質の向上を推進するため、ノーリフティングケアを推進し、介護現場での活用及び取組を支援する。

### 3. 実施期間

委託契約締結の日から令和6年3月22日まで

### 4. 委託業務の内容

本委託の業務内容は、ノーリフティングケア推進のための以下の業務とする。

#### (1) ノーリフティングケア導入プロセスマニュアル（以下、「マニュアル」という。）の作成

##### (ア) 概要

○ノーリフティングケアを導入した県内介護事業所における円滑かつ効果的な導入プロセス、事業所における工夫、導入効果などを基に、未導入事業所が参考とできるようなノーリフティングケア導入プロセスマニュアルを作成。

##### (イ) マニュアルの作成

- 契約後2週間以内に、マニュアル作成のスケジュールを提出すること。
- マニュアル作成に際しては、県が紹介する介護事業所（令和3年度のモデル事業所などの2施設を想定）にヒアリングを実施するなど、県内におけるノーリフティングケア導入の実情を踏まえること。
- ヒアリングは、介護事業所と調整のうえで、訪問又はオンラインのいずれかで実施すること。
- マニュアルには、「事業所における課題・問題点の分析」「目標設定」「機器選定」「事業所内での合意形成」「職員に対する研修」「導入効果」などを盛り込むこと。
- 導入効果は、可能な限り数値を用い、効果が見える化するように努めること。
- A4で10～20ページで構成し、図や写真も活用し、未導入事業所が見やすく、容易に理解できるような構成・内容とすること。
- マニュアルは、県ホームページへの掲載及び県での印刷・配付を予定。

##### (ウ) マニュアルの提出

○令和6年3月8日までに、マニュアルを作成し、データ及びカラー印刷したものを県へ提出すること。

## (2) 指導者養成研修の開催

### (ア) 概要

- 介護現場でノーリフティングケアを推進するリーダーを養成するため、正しいケア技術と適切な機器活用についての研修会を開催
- 時期：令和6年2月までに開催すること
- 対象者：県内介護事業所の管理者及びリーダー等が主な対象
- 方式：オンライン研修
- 受講者数：50人程度（1事業所につき1名の受講を想定）  
なお、受講者の募集・選定は県が実施することとする。

### (イ) 研修計画の策定

- 正しいケア技術と適切な機器活用について学ぶことができ、介護現場でノーリフティングケアを推進するリーダーの養成につながる研修の実施計画を策定し、県へ提出すること

### (ウ) 研修終了後の対応

- 受講者アンケートを作成し、取りまとめること
- 研修終了後、アンケート結果を県へ提出すること

## 5. 業務完了時に提出すべき書類

- (1) 提出物 業務完了報告書
- (2) 提出期限 令和6年3月22日（金）
- (3) 提出方法 郵送又は持参（必着）
- (4) 提出先 長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班  
（〒850-8570 長崎市尾上町3番1号）

## 6. その他の事項

- (1) 受託者は、事業実施にあたり、事業計画書を作成し、必要に応じて適宜県と協議のうえ実施すること。
- (2) 受託者は、業務を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。
- (3) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。
- (4) 委託業務を円滑に遂行するため、県は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (6) 本委託業務により生じた著作権等の知的財産については、すべて県に帰属する。